

## 平成29年度事業報告

はじめに

会長になって1年が過ぎた。繰り返し述べてきたことだが、司法書士を取り巻く社会環境が急激に変化しようとしている。また、行政手続きの完全電子化推進政策の中で、司法書士は、どのように市民に寄り添って、法的サービスを提供するかが課題とされている。

昨年はいそれら環境の変化に備えるために可能な限り情報収集に努める年となった。

平成30年3月20日には、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)から、「資格者代理人方式についての対応について(お知らせ)」と題する通知が発出され、ようやく一定の指針が示された。不動産登記のオンライン申請において、今までの常識を覆すような仕組みが始まろうとしている。その詳細については、法務省と日司連で協議中の課題もあるが、会員は、ぜひ熟読の上、ご意見があれば本会にもお寄せいただきたい。

法定相続情報証明制度が創設されて約1年が経過した。これは戸籍法で職務上請求が認められている8士業が代理人になることができる仕組みとなっている。これについて、日司連執行部から、「代理人による請求については圧倒的に司法書士の件数が多い」との説明を受けている。昨年は、法務局と当会広報部で協議し、法定相続情報制度・相続登記促進のためのリーフレットを作成し、相続登記、法定相続情報証明制度を推進する活動を行った。

その他各部の活動について、総論的に触れてみたい。なお、詳しくは、各部の事業報告をご参照いただきたい。

企画研究部の財産管理業務対策委員会においては、「遺産承継業務マニュアル」が完成し、全会員に配布することができた。新しい分野である「遺産承継業務」について、現時点における一定の方向性が示せたものとする。今後、会員が執務の指針として活用していただくことを期待するものであるが、未だ研究途上にある課題もあり、実際の執務においては引き続き研鑽し、適正な職務を行っていただくことをお願いしたい。

社会事業部の法教育事業である「一日司法書士」、「親子法律教室」を引き続き行った。一昨年の反省も踏まえて、社会事業部内で議論し、運営方法にも工夫を加えて実施することができた。参加者のアンケートも概ね良好となっている。また、大学との学术交流事業においては、従来からの「甲南大学」、「神戸学院大学」に加えて、昨年からは「兵庫県立森林大学校」でも講師派遣が始まっている。

あっと言う間の1年だった。もっと、走りだしたかったが、日々生じる課題に対応することで手一杯だったという感が残る。しかしながら、執行部一丸となって事業計画に沿った会務を概ね適正に執行できたのではないかと考えている。

### 1. 総務部

#### (1) 総務課

綱紀調査委員会の組織及び役員選挙の際の不在者投票につき、綱紀調査委員長、選挙管理委員長とも協議の上、役員等選任規則の見直しを行った。会館の管理・利用方法につき、現

状とあわない部分の整合性を取るため、司法書士会館管理規程、及び管理運営要領の見直しを行った。また日司連の規則基準改正に伴い、紛議調停規則案を作成した。

会費滞納会員への対処方法について協議した。

調停センターと協力の上、調停センターのキャラクター「ポルルン」の商標登録出願を行った。

## (2) 業務課

会員の執務に対する問合せ等につき、月曜日から金曜日までの平日13時から17時の時間帯において電話対応を行うとともに、副会長をトップとする小グループを5つ置き、必要に応じて、各グループで対象となっている会員などと連絡を取り、初期対応を行った。

神戸地方法務局から司法書士法施行規則に基づく調査委嘱事案等につき、できる限りスムーズな対応ができるよう、関係部局・委員会と連携を図った。

## (3) 非司法書士対策委員会

ア 神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査の委嘱があり、企画研究部商事法検討委員会委員及び神戸支部会員の協力のもと、下記のとおり、本局にて法人登記申請書類及び商業登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査を行った。

なお、本件調査にあたり、調査結果が実効性のあるものとなるよう、調査票を改良した。

〔調査期間〕

法人登記 平成29年11月13日から11月15日まで(3日間)

商業登記 平成29年11月16日から11月24日まで(6日間)

イ 会報を通じて、非司行為に関する情報提供を会員にお願いした。

ウ 広報部と連携し非司行為防止啓発ポスターを作成し、兵庫県下全ての法務局に掲示を依頼した。

## 2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催時毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。

当会会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携して管理・更新等を行った。

## 3. 企画研究部

### (1) 常設委員会

#### ア 不動産登記検討委員会

いわゆる『わかれ』の不動産取引立会業務に関する実態調査アンケートの集計結果をとりまとめ報告書を作成し、メーリングリストにて会員に配布した。

法定相続情報証明制度の普及のため、会員向けに『法定相続情報一覧図と相続関係説明図との相違点が理解できる資料』を登記官とも相談のうえ作成し、会報に同封にて配

布した。

神戸地方法務局との事務連絡会を開催し、オンライン申請促進に関する協議やその他意見交換等をおこなった。

さらなるオンライン申請促進の為、関西特有の『代理人を異にする共同代理方式』について、実際の決済立会をイメージしながらオンライン申請にて実施し、その課題・問題点を検討した。

会員から寄せられる日常業務の疑問点等について検討した。

#### イ 商事法検討委員会

司法書士の商業登記（会社法を含む）及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を行った。

法施行規則第31条業務を含む商業登記に関する前段階業務への関わりの検討

株主総会開催の前段階業務等の、商業登記申請のために企業が行う準備、手続等に司法書士がどのように関与することができるか、会員向けに企業法務分野の魅力、必要なスキル、方法論等の情報入手のために、当会の鈴木会長と東京会の鈴木龍介会員を講師に招き勉強会を実施した。

商業登記における困難事例の検討

・神戸地方法務局との事務連絡会で、商業・法人登記部門から例示された補正事例について情報交換を行った。

・委員会にて委員から提示された執務上の疑問点について検討を行った。

その他

・法施行規則第41条の2規定の調査員に委員を派遣した。

・研修部、支部からの講師派遣依頼に対応した。

・休眠会社の整理作業に合わせて法務局に配置するチラシ案を企画し、広報部にチラシを作成いただき法務局に設置した。

#### ウ 裁判事務推進委員会

簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討

簡裁訴訟代理関係業務の受託推進のための類型別相談票について検討した。日司連の「消費者関連法研修」に委員を派遣し、その報告を受けて、今後の消費者被害への取り組みについて検討した。

裁判提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討

日司連中央研修「裁判書類作成関係業務を考える」に委員を派遣し、裁判書類作成関係業務の適切なあり方について検討した。

その他

神戸簡易裁判所と民事事件手続きに関する懇談会を実施した。消費者被害について相談事業部に情報を提供した。会報に「裁判事務推進員会だより」を投稿した。民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

### (2) 特命委員会

#### ア 財産管理業務対策委員会

法施行規則第31条の業務である遺産承継業務について、平成28年度までに作成した業務マニュアル案の精査を行い、「遺産承継業務マニュアル」を完成させ会員に配布

を行った。

平成29年12月2日に、びわ湖大津プリンスホテルで開催された「第2回全国遺産承継業務担当者会議」(当会を含め26単位会および日司連理事が参加)に、委員2名を派遣し、遺産承継業務についての他会の取り組みや課題などの意見交換を行った。

遺産承継業務に関するアンケートの実施

会員の遺産承継業務に関する取り組みについて、実態調査アンケートを実施した。

研修会講師派遣

遺産承継業務マニュアルの完成をうけ、研修部と連携して、「遺産承継業務マニュアルの活用」と題した実務研修会の講師を担当するとともに、伊丹支部・たんば支部の支部研修の講師派遣依頼に対応した。

#### イ 民法改正対策委員会

「民法(債権関係)の一部を改正する法」等及び「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」について情報収集を行った。

「民法(債権関係)の一部を改正する法」等について、会員に対する情報提供の方法等について検討した。

「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)」に対するパブリックコメントの原案を作成した。

平成30年3月24日、日司連民事法改正対策部主催のシンポジウム「債権法改正と不動産取引 売買と担保を中心に」へ委員を派遣し、情報収集を行った。

## 4. 研修部

### (1) 会員研修委員会

平成29年度の会員研修は、平成28年度までの運営を踏襲し、土曜日に3~4時間開催する中央研修会と平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を6回、実務研修会を15回、開催した。内容については、実務に直結するものから法改正に対応するものまで、さまざまな分野のものとなった。

他部門との連携については、企画研究部の部員に講師として登壇いただき、また、社会事業部・調停センターぽると・リーガルサポート・青年会と共催で研修会を開催するなど、うまく連携して研修会を開催することが出来た。

また、当会が主催するフォーラムや他部門が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行い、会員に研修単位取得の機会を多く提供した。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の方や研修当日の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。映像とともに研修資料も映像配信システムにはPDF形式で掲載されているため、執務にも生かしていただければ幸いである。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げます。

当会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、平成28年度を踏襲し、職務上請求書の使用法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、日司連の新入会員研修プログラムのモデル会となり、入会后5年未満の会員を対象としたeラーニングと事前課題およびスクーリング(ディスカッション)の組み合わせで行う研修会を、不動産・商業・裁判の各分野で1回ずつ行った。

また、その都度懇親会を開催し、新入会員とチューターとのよい繋がりが生まれる機会を提供することが出来た。

年次制研修は、神戸(3回)、淡路、姫路、但馬の4会場で開催した。神戸以外の会場での開催にあたり、地元支部の皆様には多大な協力をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

研修の同時配信については、実務研修会の機会を利用して、配信テストを3回行った。3回とも問題なく配信出来たため、平成30年度は、当会で行われる研修会を別会場にて同時配信し、数多くの会員の方が研修会を受講できる機会を設けていきたいと思う。

最後に、研修単位取得達成率向上の対応として、平成30年2月に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、平成28年度およそ83%であった当会会員の研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば幸いである。

## (2) 新人研修委員会

平成29年度、神戸地方法務局管轄での合格者数は30名であった。全国での受験者数については15,440名とまで減少してきているので、この減少がどこまで続くのか注視する必要があると思われる。また合格者の平均年齢が37.6歳と上昇していることも、最近の傾向である。

当委員会としては、例年通り、合格証書伝達式後、法務局において新人研修に関するガイダンスを行った。また、合格証書伝達式と当会第1回集合研修までの期間が短いことを考慮して、当会HPにおいて集合研修に関する案内を、2次試験合格者発表後直ちに行った。

新人研修に関しては、ここ数年の内容を踏襲し、集合研修を平成29年12月2日及び平成30年3月10日・24日の3回実施し、受講生が課題に取り組みやすいように日程を調整した。また、配属研修を平成30年1月中旬以降から指導員を引き受けて頂いた会員の事務所において実施した。配属研修については、募集期間を第1回集合研修の翌日までとし、新人が受講するかの決定を行うのに、新人研修委員会の委員などに相談できるようにした。

第1回集合研修は、午前の部で組織の説明及び受講者が自己紹介を行い、午後の部では、倫理・綱紀案件・司賠償の講義を行った。これらを踏まえて、少人数(5~6名)でのグループディスカッションを実施した。なお、新人受講生は29名であった。

第2回集合研修は、受講生が司法書士役となり、模擬立会を行った。新人研修委員が依頼者、不動産業者、金融機関、登記官など様々な役に扮し、受講生には準備から取引当日、登記申請書の作成と登記申請までを行ってもらおうという内容のものである。平成28年度

を踏襲しながら、内容を改善して開催した。

第3回集合研修は、受講生が司法書士役となり、新人研修委員が相談者となって模擬相談を行った。事例の内容は、裁判・相続・会社設立・債務整理・成年後見の5つとした。我々の業務においても相談を受けることから始まるものであり、模擬とはいえ相談内容に関しては、新人にとって注意して貰いたい点を盛り込んだ内容とした。それぞれの相談終了後に担当した新人研修委員ら解説を行い、受講生にとって充実した研修になったものと考えている。

なお、第2回集合研修受講者は28名、第3回集合研修は27名であった。配属研修に関しては、配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。

最後に、配属研修指導員をお引き受け頂いた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸し頂き深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

### (3) 補助者研修

平成29年度の補助者研修は、平成29年11月7日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について解説を行った。

参加者からのアンケートによると、本職に課されている義務や倫理に触れていただくことにより、日常業務への取り組み方を見直す機会を提供することが出来たものと思われる。

## 5. 社会事業部

### (1) 地域密着事業

#### ア 法教育事業

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座及び職業人による講話）については、県下の高等学校・短期大学にあてて司法書士講師派遣の案内を発送し、地域住民を対象とした市民講座については会員各位や各支部の協力を得て各位の幅広い人脈を活用した講座のPRを継続して行い、いずれについても申込に応じた講師派遣を行った。

なお、平成29年度の申込及び実施講座状況は、学校対象の消費者教育講座1校、同じく職業人による講話4校、市民対象の講座8講座であった。また、平成29年度から運用を拡大した出前講座については、1講座の申込があった。

対外的には、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関して各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し、意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

対内的には、上記対外活動で得た情報等に加えて従来から継続しているアンケート結果や申込内容等についての分析検討結果等に基づき、当会の実施する講座のあり方やその他取り組むべき課題等についての検討を重ね、検討結果や収集した情報および教材、シンポジウムや研修会等の案内、実施予定講座の同行者制度案内などについての情報を、講師団

メーリングリストを通じて会員講師各位に随時提供して講座の拡充や会員講師の負担軽減・育成に努めてきた。

また、平成29年11月17日に四国大学短期大学部より加渡いづみ教授をお迎えし、「法教育におけるアクティブラーニングの実践方法(アクティブラーニングとは何か、具体的な効用、実践方法)」と題する消費者講座講師団育成勉強会を開催した。会員のスキルアップに加えて、昨今教育界では常識となりつつあるアクティブラーニングの考え方について学ぶ内容となった。

## イ 人権擁護に関する事業

(ア)生活困窮者の権利擁護活動として、「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づく助成金支給制度の運用を行った(平成29年度実績4件)。

また、研修部と協力して、平成29年11月27日に「生活保護」をテーマとする研修会の開催企画に関与し、講義終了後に前記助成規程の案内及び説明を行った。

更に、相談事業部と協力して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場(神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場)において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。当会の相談会実施日は、平成29年12月28日から平成30年1月9日のうち4日間であり、5件の相談に対応した。

(イ)自死問題については、平成30年3月3日に神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会と共催し神戸自殺総合対策フォーラムを開催した。また平成28年度より継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていくことに注力した。

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めるとともに、従来の多重債務問題への支援対応にとどまらず、高齢者福祉を中心とした権利擁護の分野でも行政等と連携して自殺対策に対応していく必要性を確認することができた。

## (2)社会的な問題等に対する当会の取り組みの外部発信、関係諸機関等との交流推進事業

### ア 外部発信事業

#### (ア)一日司法書士体験事業

平成28年度から新たに開始した高校生を対象とした事業で、平成29年度も引き続き、平成29年8月3日に実施した。兵庫県教育委員会他からの後援を受けたうえで県内の高校へ案内文を発送し、結果、12名から申し込みがあった。

午前中は司法書士の業務紹介ビデオを視聴し、その後、神戸地方裁判所に移動して裁判所担当者による裁判所の役割説明、裁判傍聴、裁判官との質疑応答。午後からは神戸地方法務局に移動して、法務局担当者による法務局の役割や業務の説明、各登記の流れなどの講義と登記事項証明書の取得体験などを行った。司法書士という職業や登記制度、裁判制度について、より身近に感じてもらえる事業となった。

#### (イ)親子法律教室事業

こちらも平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業で、平成29年度も引き続き、平成30年3月11日に実施した。

明石、芦屋、西宮、尼崎、宝塚の各市教育委員会他からの後援を受けたうえでそれぞれ

れの小学校へ案内文を発送したところ定員の36組を上回る67組の申込みがあった。  
紙芝居で学ぶ法教育教材「解釈のちから」を使用し、法とはなにか決まりとはなにかを考え、またそれを解釈することを、親子で体験してもらった。そして、自分の考えを表現し、他者との違いがあることを学び、多様な価値観を実感できた事業となった。

## イ 交流推進事業

### (ア) 大学との学術交流

#### 甲南大学

平成19年度より、甲南大学との学術交流事業の一環として司法書士による講義が始まり、平成29年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、毎週水曜日4限(90分間)、リレー形式で講義を行った(平成30年度も継続して実施予定)。

「2年次演習(選択演習)」という名称になっており、法学部2年生以上を講義対象として、憲民刑などの必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目となっている。全講義終了後、各担当講師が作問した後期試験を実施、試験の点数と出席数とを総合して成績評価も行った。

一つの講義で複数の専門家から実務面の話も聴けるため、普段の授業とは一味違うと好評を得ている。なお、平成29年度の履修者数は20名であった。

#### 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、平成29年度も当会の会員7名が客員教授として、神戸学院大学ポートアイランドキャンパスにおいて毎週金曜日に90分間の講義を行った。全講義終了後、レポート課題を提出させ、レポートの点数及び出席数をもとにS・A～Dの評価をつけている。今年度の履修者は前期21名、後期39名であった。

#### 兵庫県立森林大学

平成29年4月開講の新設大学で、教養講座の法学についての講師派遣依頼があり、この要望に応えることとした。高原企画研究部長に講師団のとりまとめになっていたいただき、大学側との調整を進めた。平成30年1月16日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を8名の司法書士講師が担当し、平成30年2月13日に講座を終了した。

## 6. 会員事業部

### (1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的分野の原稿についても実施した。

### (2) 親睦事業

平成30年3月3日に、親睦会「酒心館(さかばやし)」～食と、農業と、地域の未来が生

まれる酒蔵を訪ねる～」を開催し、家族や補助者を含め36名の参加があった。

## 7. 相談事業部

### (1) 司法書士総合相談センター

- ・常設相談会の運営事業として、合計25箇所の会場において無料相談会を開催した。
- ・市役所等への相談員派遣事業として、合計5箇所の常設相談会及び臨時相談会（法務局休日相談、一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。
- ・兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による合同無料相談会「お悩みパーフェクト相談会」を他土業と協力して開催した。
- ・大阪及び京都司法書士会と共同で、平成29年12月20日に無料電話相談「昔の借金を請求された人の緊急110番」を実施した。
- ・法テラスの特定援助対象者法律相談の運用開始に伴い、受託者名簿の整備や説明会を実施した。
- ・日司連が企画した「その請求に困ったら司法書士にご相談ください」強化月間に参加し、総合相談センターでの相談の対応を強化した。
- ・社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。
- ・会館において、日本司法支援センターから回付される日司連電話相談センターの担当を受け持ち（4月は週4コマ、5月以降は週3コマ）全国からの相談に対応した。また、県下各地からの司法書士総合相談センターへの予約・問い合わせの電話に対応した。
- ・平成30年度新しい常設相談会の設置に向けて内容・実施方法等の検討を行った。

### (2) 地域連携対策

- ・兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンで開催された相談会に相談員を派遣した。
- ・近司連、兵庫県青年司法書士会と共催で西播地域（相生、上月、上郡の3会場）において巡回法律相談会を開催した。

## 8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

### (1) 広報（PR）

#### ア 広報（メディアリレーションズ）

司法書士会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らしめるため、社会事業部事業、研修会に関するニュースリリースを作成し、マスメディア各社に発信した。

また、マスメディア関係者との相互理解と信頼関係構築のため、懇談会を開催した。

#### イ ホームページ

雑感（コラム）に記事を寄せ、トピックスで相談会等のお知らせ記事を掲載した。また、コンテンツの情報更新を随時行った。会員検索の表示において、研修単位取得状況を表示させた。

- ウ Facebookページ  
Facebookページを作成した。

## (2) 広告

### ア テレビCM

近司連と連携して、兵庫県司法書士会のクレジットで平成30年2月にMBS毎日放送のテレビでスポットCMを放映した。

### イ 新聞広告

神戸新聞朝刊テレビ面に、毎日、特殊雑報広告を掲載した。

また、神戸新聞の特殊雑報広告掲載により利用できる同紙のパブリシティー枠(毎月同一原稿2回掲載)を利用し、記事を掲載した。

### ウ 県民だよりひょうご

県民だよりひょうご2月号に「相続登記はお済みですか月間」に合わせた広告を実施した。広告内でアンケートを実施し、回答者にオリジナルグッズを贈答した。

## (3) その他

### ア 広報グッズ等

神戸地方法務局及び兵庫県土地家屋調査士会と共同して、法定相続情報証明制度・相続登記促進のためのリーフレットを作成した。また、神戸地方法務局と共同して、「未来につなぐ相続登記」チラシのリニューアルを協議した。非司法書士行為防止啓発ポスターを作成し、神戸地方法務局に掲示依頼を行った。総合相談センターの案内チラシを適宜増刷し、配布した。オリジナルクリアファイルの増刷を行い、一部を会員に有償頒布した。日司連より提供のあった法定相続情報証明制度リーフレット、ポケットティッシュ、その他当会で作成したチラシ、リーフレット、クリアファイル等は、当会事業で配布するとともに支部で実施するセミナー、講演会へも提供した。

### イ 当会事業にかかわる広報活動

社会事業部や相談事業部の事業、成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部との共催事業において、ニュースリリース配信の手配等、広報活動において協力、バックアップを行った。

### ウ 広報に関する会員への情報提供

当会会員自ら司法書士制度の広報活動に参加できるよう、広報勉強会を開催した。

## 9. 調停センター「ぼると」

調停案件については、利用相談が5件あった。そのうち、調停申込が2件あり、うち1件について、調停を実施した。

### (1) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者の増員を図るための研修を実施した。

### (2) 広報事業

「調停センターぼると」に向く事例が、一般市民にも分かり易いホームページに改定するための、改定案を検討した。また、比較的経験年数の浅い会員向けに、「調停センターぼると」の広報を実施した。

### (3) 運営事業・総務

調停案件を実際に取り扱うことで生じた問題点を改善するため、「調停センターぼると」の各書式の見直しを行った。また、日司連・近司連のADR担当者会議に出席し、情報交換等を行った。

### 10．東日本大震災災害対策部会

東日本大震災の復興支援及びこれに伴う福島第一原発事故に伴う避難者支援活動の一環として、平成30年1月28日に、『災害時の住宅に関する法律問題シンポジウム』を開催した。このシンポジウムを通じて、近畿圏内への避難者支援に取り組む支援団体との連携を深めるとともに、大規模災害の復興過程における住宅に関する問題に焦点をあて、防災と緊急時対応、復旧復興における支援の重要性について考察を深め、会員及び外部への情報発信を行った。

### 11．緊急災害対策委員会

近司連として参画している阪神・淡路まちづくり支援機構の会議等に本委員会委員が継続的に出席した。なお、同まちづくり支援機構は、平成29年9月の定期総会において「近畿災害対策まちづくり支援機構」として近畿及びその周辺地域で大規模災害が発生した場合に、各種専門家が協力し相談等により被災者を支援するとともに災害予防対策にも取り組むことを目的に加えるなど運営要綱等の改正が承認された。平成29年11月には、徳島土業推進ネットワーク災害WTとの意見交換会に本委員会委員が派遣参加し活動報告を行った。

### 12．空き家・空地等対策委員会

空き家空地対策に取り組む自治体への支援として、複数の自治体に空き家対策協議会（名称は各自治体で異なる）委員の推薦を行うとともに、各自治体の空き家関係部署に対応した支部窓口担当者の配置を行った。

市民への啓発、積極支援として、当会を含む専門士業5団体で設立された「ひょうご空き家対策フォーラム」を通じての市民相談に対応した。

空き家空地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換として、各支部から多数の委員を選任いただき情報の共有を図った。

また、当会との協定に基づく自治体からの業務受託につき、自治体のある各支部と連携して受託対応を行った。